

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和2年1月9日(2020.1.9)

【公表番号】特表2019-507526(P2019-507526A)

【公表日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-010

【出願番号】特願2018-535104(P2018-535104)

【国際特許分類】

H 04 N 21/8358 (2011.01)

G 06 F 16/00 (2019.01)

【F I】

H 04 N 21/8358

G 06 F 17/30 350 C

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年11月19日(2019.11.19)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピューティングシステムが、第1の部分と第2の部分を含むメディアコンテンツを受信し、前記第2の部分を受信する前に、前記第1の部分を受信することと、

前記コンピューティングシステムが、前記受信したメディアコンテンツの前記第2の部分のフィンガープリントを生成することと、

前記コンピューティングシステムが、前記第1の部分に実質的に黒いビデオコンテンツ含むことに少なくとも部分的に基づいて前記受信したメディアコンテンツの前記第1の部分が閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むと決定することと、

前記受信したメディアコンテンツの前記第1の部分が前記閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むと決定したことに応答して、前記コンピューティングシステムが、前記生成したフィンガープリントをコンテンツ識別サーバに送信して、前記受信したメディアコンテンツの前記第2の部分を識別することと、

メディアコンテンツの前記識別された第2の部分に関するアクションを実行することと、  
、

を含む、方法。

【請求項2】

前記コンピューティングシステムは、メディア提示デバイスであり、前記メディア提示デバイスは、受信機に接続され、前記メディアコンテンツを受信することは、前記受信機から前記メディアコンテンツを受信することを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1の部分と前記第2の部分は互いに閾値程度の類似性が無いと決定することをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

(i) 前記第1の部分は、プログラムセグメントであり、前記第2の部分は、コマーシャルである、(ii) 前記第1の部分は、第1のコマーシャルであり、前記第2の部分は、前記第1のコマーシャルとは異なる第2のコマーシャルである、(iii) 前記第1の部分は、コマーシャルであり、前記第2の部分は、プログラムセグメントである、または

、(i v)前記第1の部分は、第1のプログラムセグメントであり、前記第2の部分は、前記第1のプログラムセグメントとは異なる第2のプログラムセグメントである、請求項3に記載の方法。

#### 【請求項5】

前記フィンガープリントは、第2のフィンガープリントであり、

前記方法は、前記コンピューティングシステムが、前記第1の部分の第1のフィンガープリントを生成することをさらに含み、

前記第1の部分と前記第2の部分が互いに閾値程度の類似性が無いと決定することは、前記生成された第1のフィンガープリントと前記生成された第2のフィンガープリントが互いに閾値程度の類似性が無いと決定することを含む、請求項3に記載の方法。

#### 【請求項6】

前記第1の部分と前記第2の部分が互いに閾値程度の類似性が無いと決定することは、訓練された分類器を用いて、前記第1の部分と前記第2の部分が互いに閾値程度の類似性が無いと決定することを含む、請求項3に記載の方法。

#### 【請求項7】

前記受信したメディアコンテンツの前記第1の部分が前記閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むと決定することは、訓練された分類器を用いて、前記第1の部分が前記閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むと決定することを含む、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項8】

前記受信したメディアコンテンツの前記第2の部分の前記フィンガープリントを生成することは、前記受信したメディアコンテンツの前記第1の部分が前記閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むと決定したことに応答して、生じる、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項9】

前記受信したメディアコンテンツの前記第2の部分の前記フィンガープリントを生成することと、前記生成したフィンガープリントを前記コンテンツ識別サーバに送信して、前記受信したメディアコンテンツの前記第2の部分を識別することとは両方とも、前記受信したメディアコンテンツの前記第1の部分が前記閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むと前記決定した時刻のすぐ後で生じる、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項10】

前記コンピューティングシステムは、メディア提示デバイスであり、前記方法は、

前記メディア提示デバイスが、前記メディア提示デバイスのユーザインターフェースを介して、メディアコンテンツの前記第2の部分を提示することをさらに含み、

メディアコンテンツの前記識別された第2の部分に関するアクションを実行することは、前記メディア提示デバイスによって提示されているメディアコンテンツの前記第2の部分と共に、補助コンテンツを提示することを含む、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項11】

メディアコンテンツの前記識別された第2の部分に関するアクションを実行することは、メディアコンテンツ格付けシステムで使用するために、メディアコンテンツの前記識別された第2の部分の提示を記録することを含む、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項12】

前記メディアコンテンツは、ビデオコンテンツである、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項13】

プログラム命令を記憶する非一時的コンピュータ可読媒体であって、前記プログラム命令は、プロセッサによって実行されると、

コンピューティングシステムが、第1の部分と第2の部分を含むメディアコンテンツを受信し、前記第2の部分を受信する前に、前記第1の部分を受信することと、

前記コンピューティングシステムが、前記受信したメディアコンテンツの第2の部分のフィンガープリントを生成することと、

前記コンピューティングシステムが、前記第1の部分に実質的に黒いビデオコンテンツ含むことに少なくとも部分的に基づいて前記受信したメディアコンテンツの前記第1の部分が閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むと決定することと、

前記受信したメディアコンテンツの前記第1の部分が前記閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むと決定したことに応答して、前記コンピューティングシステムが、前記生成したフィンガープリントをコンテンツ識別サーバに送信して、前記受信したメディアコンテンツの前記第2の部分を識別することと、

メディアコンテンツの前記識別された第2の部分に関するアクションを実行することと、  
、  
を含む動作のセットを行わせる、前記非一時的コンピュータ可読媒体。

#### 【請求項14】

前記コンピューティングシステムは、メディア提示デバイスであり、前記メディア提示デバイスは、受信機に接続され、前記メディアコンテンツを受信することは、前記受信機から前記メディアコンテンツを受信することを含む、請求項13に記載の非一時的コンピュータ可読媒体。

#### 【請求項15】

前記受信したメディアコンテンツの前記第1の部分が前記閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むと決定することは、前記第1の部分と前記第2の部分は互いに閾値程度の類似性が無いと決定することを含む、請求項13に記載の非一時的コンピュータ可読媒体。

#### 【請求項16】

前記コンピューティングシステムは、メディア提示デバイスであり、前記動作のセットは、

前記メディア提示デバイスが、前記メディア提示デバイスのユーザインターフェースを介して、メディアコンテンツの前記第2の部分を提示することをさらに含み、

メディアコンテンツの前記識別された第2の部分に関する前記アクションを実行することは、前記メディア提示デバイスによって提示されるメディアコンテンツの前記第2の部分と共に、補助コンテンツを提示することを含む、請求項13に記載の非一時的コンピュータ可読媒体。

#### 【請求項17】

動作のセットを行うために構成されたコンピューティングシステムであって、

前記コンピューティングシステムが、第1の部分と第2の部分を含むメディアコンテンツを受信し、前記第2の部分を受信する前に、前記第1の部分を受信することと、

前記コンピューティングシステムが、前記受信したメディアコンテンツの前記第2の部分のフィンガープリントを生成すること、

前記コンピューティングシステムが、前記第1の部分に実質的に黒いビデオコンテンツ含むことに少なくとも部分的に基づいて前記受信したメディアコンテンツの前記第1の部分が閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むと決定することと、

前記受信したメディアコンテンツの前記第1の部分が前記閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むと決定したことに応答して、前記コンピューティングシステムが、前記生成したフィンガープリントをコンテンツ識別サーバに送信して、前記受信したメディアコンテンツの前記第2の部分を識別することと、

メディアコンテンツの前記識別された第2の部分に関するアクションを実行することと、  
、  
を含む、前記コンピューティングシステム。

#### 【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0004

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

## 【0004】

別の態様において、非一時的コンピュータ可読媒体の例を開示する。コンピュータ可読媒体は、プログラム命令を記憶しており、プログラム命令は、プロセッサによって実行されると、以下を含む動作のセットを実行させる。すなわち、(i)コンピューティングシステムが、メディアコンテンツを受信すること、(ii)コンピューティングシステムが、受信したメディアコンテンツの部分のフィンガープリントを生成すること、(iii)コンピューティングシステムが、受信したメディアコンテンツが所定の特徴を有すると決定すること、(iv)受信したメディアコンテンツが所定の特徴を有すると決定したことに応答して、コンピューティングシステムが、生成したフィンガープリントをコンテンツ識別サーバに送信して、受信したメディアコンテンツの部分を識別すること、及び、(v)メディアコンテンツの識別された部分に基づいて、アクションを行うこと。

## 【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0005

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

## 【0005】

別の態様において、コンピューティングシステムの例を開示する。コンピューティングシステムは、以下を含む動作のセットを実行するように構成される。すなわち、(i)コンピューティングシステムが、メディアコンテンツを受信すること、(ii)コンピューティングシステムが、受信したメディアコンテンツの部分のフィンガープリントを生成すること、(iii)コンピューティングシステムが、受信したメディアコンテンツが所定の特徴を有すると決定すること、(iv)受信したメディアコンテンツが所定の特徴を有すると決定したことに応答して、コンピューティングシステムが、生成したフィンガープリントをコンテンツ識別サーバに送信して、受信したメディアコンテンツの部分を識別すること、及び、(v)メディアコンテンツの識別された部分に基づいて、アクションを行うこと。

## 【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

## 【0016】

所定の特徴は、所望の構成に適するように異なってよい。例えば、一例においては、所定の特徴は、第1の部分と第2の部分は、互いに閾値程度の類似性が無いということであってよい。これは、各部分が、メディアコンテンツの論理的に自己完結した単位で、他方の部分とは分離され、異なっているという事実を証明できる。様々な例において、これは、(i)第1の部分は、プログラムセグメントであり、第2の部分は、コマーシャルである、(ii)第1の部分は、第1のコマーシャルであり、第2の部分は、第1のコマーシャルとは異なる第2のコマーシャルである、(iii)第1の部分は、コマーシャルであり、第2の部分は、プログラムセグメントである、または、(iv)第1の部分は、第1のプログラムセグメントであり、第2の部分は、第1のプログラムセグメントと異なる第2のプログラムセグメントであるという事実を表してよい。

## 【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

## 【0018】

これを認めて、一例においては、所定の特徴は、第1の部分が閾値程度の非実質的なメ

ディアコンテンツを含むことであってよい。従って、メディアコンテンツが、第1の部分と、第2の部分と、非実質的なコンテンツを含む第3の部分とを含み、受信機が、第1の部分、第3の部分、及び、第2の部分をこの順で受信する場合、メディア提示デバイスは、第3の部分が閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むと決定することによって、受信したメディアコンテンツが所定の特徴を有すると決定できる。

#### 【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0022

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

#### 【0022】

I I . アーキテクチャ例

A . コンピューティングデバイス

図1は、コンピューティングデバイス100の例の簡単なブロック図である。コンピューティングデバイスは、本開示に記載される動作及び／または機能等、1つまたは複数の動作及び／または機能を行うように構成できる、及び／または、行うことができる。コンピューティングデバイス100は、プロセッサ102、データ記憶装置104、通信インターフェース106、及び／または、ユーザインタフェース108等、様々な構成要素を含み得る。これらの構成要素はそれぞれ、接続機構110を介して互いに接続できる。

#### 【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0025

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

#### 【0025】

データ記憶装置104は、磁気、光学、及び／または、フラッシュストレージ等の1つまたは複数の揮発性、不揮発性、取り外し可能、及び／または、取り外し不能のストレージ構成要素を含むことができ、及び／または、プロセッサ102と全体的または部分的に一体化できる。さらに、データ記憶装置104は、プログラム命令（例えば、コンパイルされた、もしくは、コンパイルされていないプログラム論理及び／または機械コード）を記憶する非一時的コンピュータ可読記憶媒体の形態を取ることができ、プログラム命令は、プロセッサ102によって実行されると、コンピューティングデバイス100に、本開示に記載される動作及び／または機能等、1つまたは複数の動作及び／または機能を行わせる。これらのプログラム命令は、個別のソフトウェアアプリケーションの一部を規定できる、及び／または、個別のソフトウェアアプリケーションの一部であってよい。場合によっては、コンピューティングデバイス100は、通信インターフェース106及び／またはユーザインタフェース108等から、入力を受信することに応答して、プログラム命令を実行できる。データ記憶装置104は、本開示に記載される種類等、他の種類のデータも記憶できる。

#### 【誤訳訂正8】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0029

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

#### 【0029】

B . メディアコンテンツ配信及び提示システム

図2は、メディアコンテンツ配信及び提示システム200の例の簡単なブロック図である。システム200は、メディアコンテンツ（例えば、オーディオコンテンツ及び／またはビデオコンテンツ）の配信及び／または提示に関連する様々な動作及び／または機能を行うことができ、コンピューティングシステムとして実施されてよい。本開示においては

、「コンピューティングシステム」という用語は、少なくとも1つのコンピューティングデバイスを含むシステムを意味する。場合によっては、コンピューティングシステムは、1つまたは複数の他のコンピューティングシステムを含み得る。

【誤訳訂正9】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0032

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0032】

C. メディアコンテンツ識別システム

図3は、メディアコンテンツ識別システム300の例の簡単なブロック図である。システム300は、メディアコンテンツ識別（自動コンテンツ認識（ACR）と呼ばれることがある）に関する様々な動作及び／または機能を行うことができ、コンピューティングシステムとして実施されてよい。

【誤訳訂正10】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0054

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0054】

従って、一例においては、メディア提示デバイス208は、第1の部分と第2の部分が互いに閾値程度の類似性が無いと決定することによって、受信したメディアコンテンツが所定の特徴を有すると決定できる。メディア提示デバイス208は、様々な方法で、これを決定できる。例えば、メディア提示デバイス208は、（第1の部分の）生成した第1のフィンガープリントと、（第2の部分の）生成した第2のフィンガープリントは、互いに閾値程度の類似性が無いと決定することによって、これを決定できる。メディア提示デバイス208は、既知の、または、今後、開発される任意の適切な技術を用いて、2つのフィンガープリントの比較に基づいて、この決定を行うことができる。

【誤訳訂正11】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0057

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0057】

これを認めて、一例においては、所定の特徴は、第1の部分が閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むことであってよい。このように、メディアコンテンツが、第1の部分と、第2の部分と、非実質的なコンテンツを含む第3の部分とを含み、受信機206が、第1の部分、第3の部分、及び、第2の部分をこの順で受信する場合、メディア提示デバイス208は、第3の部分が、閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むと決定することによって、受信したメディアコンテンツが所定の特徴を有すると決定できる。メディア提示デバイス208は、これを様々な方法で決定できる。例えば、メディア提示デバイス208は、第3の部分のフィンガープリントを生成でき、（例えば、既知のまたは今後開発される任意の適切な技術を用いて）フィンガープリントの様々な特性を分析して、第3の部分が閾値程度の非実質的なメディアコンテンツを含むか否かを決定できる。

【誤訳訂正12】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0058

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0058】

受信したメディアコンテンツが所定の特徴を有するとメディア提示デバイス 208 が決定するのを可能にするために、訓練システム（メディア提示デバイス 208 または他のエンティティであってよい）は、機械学習技術を採用して、メディアコンテンツ（または、メディアコンテンツの部分）が所定の特徴を有するか否かを検出するように分類器を訓練できる。一例においては、訓練システムは、第 1 の部分と第 2 の部分を含むメディアコンテンツ（及び／または、それらのフィンガープリント）と、第 1 の部分及び第 2 の部分が閾値程度の類似性が無いとみなされるべきか否かを示すものとを、入力として分類器に提供することによって分類器を訓練できる。この情報を用いて、分類器は、閾値程度の類似性が無い第 1 の部分と第 2 の部分をメディアコンテンツが含むインスタンスを認識するように分類器自身を構成できる。

#### 【誤訳訂正 1 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0059

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0059】

別の例においては、訓練システムは、第 1 の部分を含むメディアコンテンツ（及び／または、第 1 の部分のフィンガープリント）と、第 1 の部分が閾値程度の非実質的なコンテンツを含むとみなされるべきか否かを示すものとを、入力として分類器に提供することによって、分類器を訓練できる。この情報を用いて、分類器は、閾値程度の非実質的なコンテンツを含む第 1 の部分をメディアコンテンツが含むインスタンスを認識するように、分類器自身を構成できる。

#### 【誤訳訂正 1 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0068

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0068】

#### I V . 変形形態の例

本開示において記載される動作及び／または機能の一部は、特定のエンティティによって行われるとして記載したが、動作及び／または機能は、本開示において記載されるこれらのエンティティ等、任意のエンティティによって行うことができる。さらに、動作及び／または機能は、特定の順で記載したが、動作及び／または機能は、記載の順で行われる必要はない。しかしながら、ある場合には、記載の順で動作及び／または機能を行うことが望ましいことがある。さらに、各動作及び／または各機能は、他の動作及び／または機能の 1 つまたは複数に応答して行われてよい。また、本開示によって提供される利点の 1 つまたは複数を達成するために、動作及び／または機能の全てを行う必要があるわけではなく、よって、動作及び／または機能の全てが必要なわけではない。